入札契約・工事管理等に関する改善と
今後の新たな取組みについて

（４．生産性向上等に向けた取組み）

令和 ８ 年 ７ 月

西日本高速道路株式会社

みち、ひと･･･未来へ。

NEXCO 西日本

令和８年７月　主な変更内容

赤字：R8.7見直し箇所

P5、6	：	不調の発生状況（R8.3末時点）（R8.7）
P18～23	：	工事の総合評価落札方式の主な改定内容（R8.7）
P29～34	：	工事の総合評価落札方式の改定について（R8.7）
P44	：	施工管理業務の改善に関する取組みについて（面接の実施）（R8.7）
P51	：	施工管理業務業績評価実施要領の改定（R8.7）
P81	：	積算基準の改善に向けた取組み（R8.7）
P83～91	：	積算基準に関する取組み･･･最近の改定状況（R8.7）
P92	：	令和８年７月の改定概要（R8.7）
P96	：	土木工事請負契約における設計変更ガイドラインの改定（R8.7）
P97	：	調査等請負契約における設計変更ガイドラインのの改定（R8.7）
P113	：	施工管理アプリケーションに対応した出来形様式の追加（R8.7）
P115	：	工事変更等検討会の本運用（R8.7）
P145	：	4週8休に伴う各補正係数の改定（R8.7） （R8.7～補正係数を乗じないものとする）

改善と今後の新たな取組み

入札契約・工事(業務)管理等に関する改善・新たな取組み内容は以下のとおりです。

1．入札契約制度等の改善に向けた取組み（P　3～P 79）

2．積算基準の改善に向けた取組み（P 80～P 92）

3．工事(業務)管理に関する改善の取組み（P 93～P129）

4．生産性向上等に向けた取組み（P130～P172）

4．生産性向上等に向けた取組み

（1）i-Constructionへの取組み

1）ＩＣＴ土工の実施（H29.4～,R6.7,R7.7改正）

2）コンクリート工の規格標準化の実施（H29.4～）

3）施工時期の平準化（「任意着手方式」、「フレックス方式」）への取組み
（H29.4～順次）

4）ＢＩＭ／ＣＩＭへの取組み（H30.4～順次）

（2）４週８休の実現に向けた取組み

1）「４週８休」実施工事に対する費用負担（H30.7～順次改正）

2）当社標準工期より最大４か月延長した工期契約が可能な「フレックス方式」
の導入（H30.7～）

3）総合評価の技術提案項目に、働き方改革に関する項目を追加（H30.7～）

4）「４週８休」の推進に向けた取組みの改正（R3.7～順次）

4．生産性向上等に向けた取組み

（３）適正な工程確保に向けた取組み

１）受発注者間による工事工程共有及び責任分担の明確化を実施（H30.7～）

２）工程作成の手引きを順次整備（H30.7～）⇒R7.7工期設定ガイドラインへ取込み

３）柔軟な工期設定（「任意着手方式」、「フレックス方式」）への取組み
（H29.4～順次）

４）土木工事における適切な工期設定ガイドラインを整備（R3.7～,R6.4,R6.7,R7.7改正）

（４）現場の担い手育成、現場環境改善に向けた取組み

（５）受発注者の業務効率化への取組み

4－(1)　i-Constructionの取組み

➢　NEXCO西日本におけるi-Constructionの取組みは以下のとおりです。

≪i-Constructionの推進≫

発注者・工事受注者・施工管理業務受注者ともに、担い手が不足する中で、生産性の向上が求められています。
また、当社としても、増大する業務を限られた人的資源で遂行するため、生産性向上は急務であり、実施可能なものから取組みを開始します。

i-Constructionのトップランナー施策

① ICTの全面的な活用(ICT土工)
② 全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)
③ 施工時期の平準化

➢i-Construction導入によりNEXCO西日本が目指す効果

○合意形成の迅速化(地元、関係機関、受発注者間協議等)、施工性向上による工期短縮
○工事管理事務の省力化
　～検査(検測)，品質管理の省力化(出来形・品質書類の削減)，支払事務手続きの効率化～
○工事中事故リスクの減少(作業員の場内立入が減少)
○(将来的な)コスト削減
⇒ <u>導入効果については、先行工事等による検証を行い、積算基準・施工管理基準等の各種基準へ順次反映していきます。</u>

4－(1)　i-Constructionの取組み

■　NEXCO西日本における取組み　　H29.4～

（1） ICTの全面的な活用(ICT土工)　　（H29.4～）

ICT土工について、現在契約中又は平成29年度に新規に発注する工事に展開し、高速道路の新設・改築工事における活用により生産性を向上し、併せて、効果の検証(各種基準・検査事務等への反映)を進めます。
(R6．7～ICT土工(ICT建機による施工)の積算基準の新規制定)
(R7．7～擁壁における出来形管理への適用可能化,活用指定方式範囲の拡大等)

（2） 全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)　　（H29.4～）

コンクリート工の生産性の向上の一施策として、「機械式鉄筋定着工法」について設計・工事での標準化を進めます。
コンクリート工の規格の標準化については、設計段階において個々に検討していきます。

（3） 適切な工期設定(施工時期の平準化)に関する取組み　　（H29.4～）

発注・施工時期の平準化及び適切な工期設定の取組みとして、「柔軟な工期設定」(任意着手方式、フレックス方式)を拡大していきます。
また、設計図書の品質低下や工程制約要件に関する条件明示の不足等による、工事の変更等の補助業務の増加、工事一時中止、工期延期に対して、上流側での対策を強化していきます。
(R4．4～フレックス方式を廃止)
(R6．4～標準的な準備期間の変更、後片付け期間と現場作業が重複しないよう明確化等)
(R6．7～新たな工期設定(雨休率を用いた工期設定))

4－(1)　i-Constructionの取組み

（1） ICTの全面的な活用（ICT土工）　（H29.4～）

○適用工事　　：土木工事共通仕様書「土工」を適用する新設・改築工事とします。

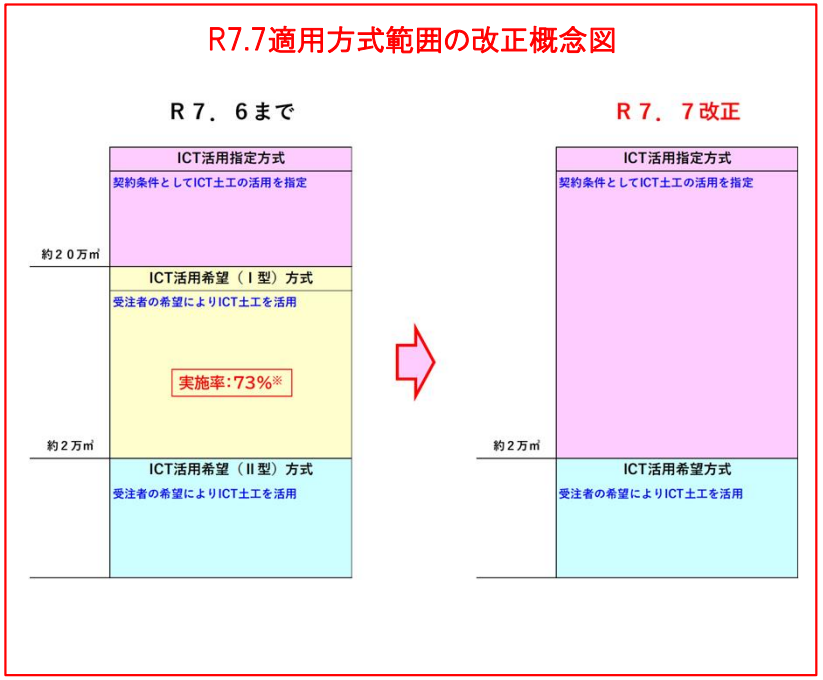
○新規発注工事：土工量に応じ、活用方式を以下のとおり分類し、適用します（次ページ参照）

☛「ICT活用指定方式」（土工量：2万㎥以上）

- ICT活用を指定するため、技術提案の評価項目を設定しません、工事成績評定で加点します。
- 当初設計においてICT建機による施工は積算基準等により計上します。3次元起工測量等は概略発注方式（諸経費に含まれるものを除く）による概算額を計上し、契約後、条件が確定した段階で新単価等を設定し、必要な経費を設計変更時に精算します。

☛「ICT活用希望方式」（土工量：2万㎥未満）

- 技術提案の評価項目を設定しません。
- 契約後に受注者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、必要な経費を変更計上します。
- ICT土工を実施した場合は、工事成績評定で加点します。



※　なお、上記の記載内容は標準例のため、詳細は入札公告又は入札説明書を必ずご確認下さい。

○既契約工事：受注者より提案があり、設計変更を行う場合は適用可とします（次ページ参照）

ICT活用試行工事の選定の流れ

土工（対象工種）を含む「土木工事」

『ICT活用試行工事』
ICT活用工事の対象となっていない工事（既に契約済み又は契約手続きを開始した工事）で下記の条件を全て満たす工事に通知を行い、希望者と協議が整った場合。
① 工事種別が土木工事
② 「土工」のうち、ICT活用工事の対象工種が含まれている工事
③ 上記工種に未着手の工事

発注手続きをこれから行う
- No → 起工測量に未着手部分がある
 - No → 土工（対象工種）に未着手
 - No → 土工量 1,000m³ 以上
 - No → ICT建設機械の施工等、自主的な活用は妨げない。（評価対象外） → 従来施工
 - Yes → 「ICT活用工事」に設定
 - 土工量が約2万m³以上
 - Yes → 【ICT活用指定方式】
 契約条件としてICT土工の活用を指定
 (1) 総合評価の対象としない
 (2) 工事成績で加点評価する
 (3) 必要経費は当初設計で計上
 ※当初契約時は、ICT建機による施工は土木工事積算基準により計上。3次元起工測量、3次元設計データ及び3次出来形管理等の施工管理のうち3次元出来形管理費については、概算額を計上（概略発注方式）。契約後、条件が確定した段階で、新単価を決定し契約変更。
 - No → 【ICT活用希望方式】
 受注者の希望によりICT土工を活用
 (1) 総合評価の対象としない
 《①～⑤を全面活用する場合》
 (2) 工事成績で加点評価する
 (3) 必要経費は変更計上する
 《①～⑤の全面活用を希望しなかった場合》
 - ICT建設機械の施工
 - No → 従来施工
 - Yes → (1) 工事成績の加点対象としない
 (2) 機械施工経費のみ変更計上する
 - Yes → 「ICT活用試行工事」とすることが出来る旨を通知 ※1
 - Yes → 通知に基づき受注者との協議が整った
 - No → ICT建設機械の施工等、自主的な活用は妨げない。（評価対象外） → 従来施工
 - Yes → 【ICT活用試行工事】
 ・工事成績で加点評価する
 ・必要経費は変更計上する
- Yes → （既に契約済み又は契約手続きを開始）

※1:受発注者ともに試験工事の実施体制が整っているか十分確認し通知すること

「ICT活用工事」
工事施工プロセスの全ての段階※においてICT施工技術を全面的に活用する工事
① 3次元起工測量
② 3次元設計データ
③ ICT建機による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理
⑤ 3次元データの納品
※擁壁工については出来形管理にのみ活用できるものとし、品質管理は対象外とする。なお、これに要する費用については、諸経費に含むものとし、別途計上は行わないものとする。

4－(1)　i-Constructionの取組み

■ 総合評価の評価項目

・総合評価の加点評価としていた「ICT活用希望（Ⅰ型）方式」を廃止しました。

■ 工事成績評定の加点

・ICT活用工事を実施した場合、「請負工事等成績評定要領」（平成29年4月1日改定）創意工夫における【施工】「□ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとします。
・ICT活用工事において、ICTを全面的に採用した工事（前のページ①～⑤参照）については、2点を加点します。ICTを一部だけ使用した工事については、1点を加点します。
・ICT活用工事以外で情報化施工を活用した場合は、1点を加点します。
・ICT活用施工を途中で中止した工事については加点対象としません。

■ ICT活用工事の必要経費の計上方法

・ICT活用指定方式の場合、当初設計時は、ICT建機による施工は積算基準等により計上します。
3次元起工測量等については概略発注方式（諸経費に含まれるものを除く）による概算額を計上し、契約後、条件が確定した段階で、新単価等を決定し設計変更します。
・ICT活用希望方式の場合、契約後に、実施範囲等が確定した段階で、必要経費を変更計上します。

■ ICT土工の数量算出基準の制定(平成29年7月1日改定)

・土木設計数量算出要領　第22章に「ICT土工」を新規制定しました。

■ ICT土工の積算基準の制定(令和6年7月1日改定)

・土木工事積算基準　第34編第23章に「ICT土工」を新規制定しました。

4－(1)　i-Constructionの取組み

i-Constructionのトップランナー施策である「ICT土工工事」については、今後も試行対象工事を拡大していきます。
今後、導入効果については、先行工事等(H29.4～ICT活用工事を順次発注)による検証を行い、積算基準・施工管理基準等の各種基準へ順次反映していきます。

≪当社発注工事(北熊本スマートIC工事)の施工例≫

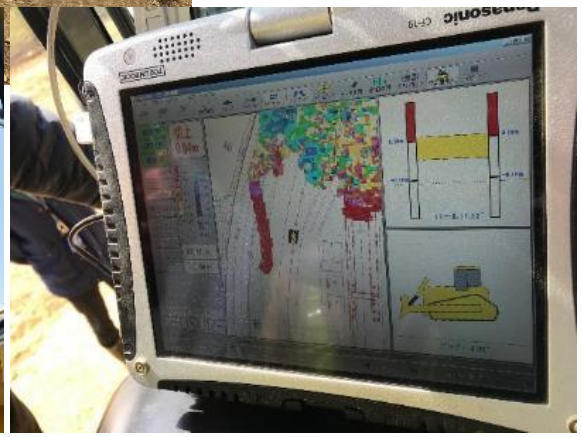


・丁張は必要ありません。
・安全かつ、品質を満足した施工が可能です。
・測量後のデータ整理が簡単になりました。









4－(1)　i-Constructionの取組み

（2）　全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)　　（H29.4～）

○ コンクリート工の規格の標準化

・プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化は、橋梁形式や現地条件(地形・コスト・適切な工期確保等)を考慮し、ECI※などの設計段階からの適用等、個々に検討していきます。(修正設計等の手戻りや設計変更額の大幅増の回避)

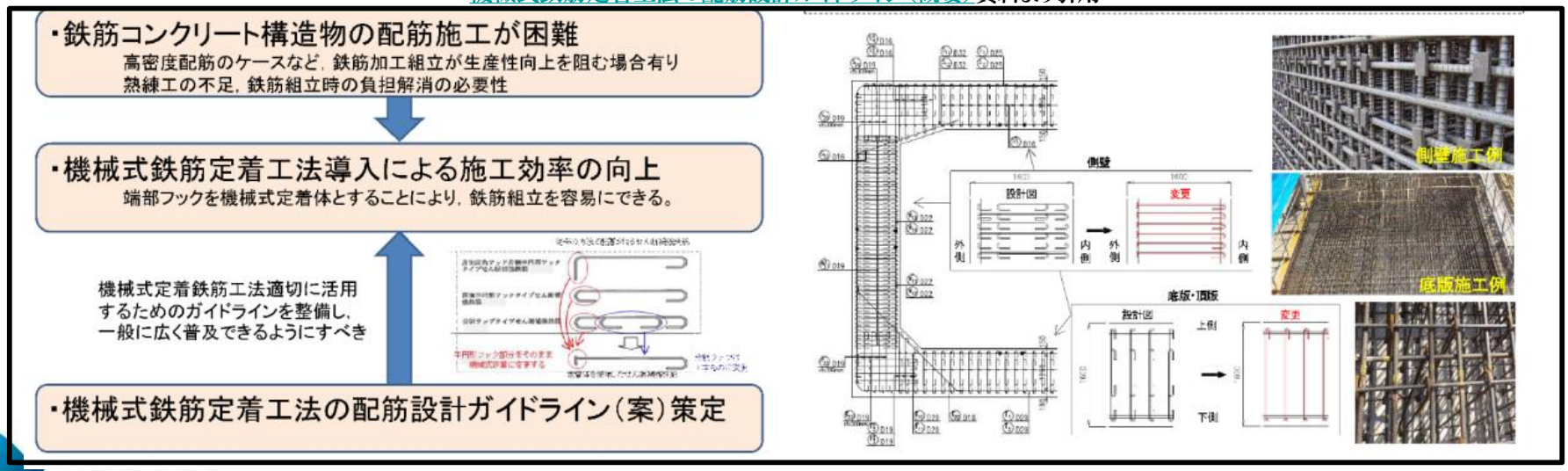
※ *ECI*(Early Contractor Involvement)：設計段階から施工者が参画し、施工の実施を前提として設計に対する技術協力を行うもの

○ 鉄筋の組立て作業の効率化に資する「機械式鉄筋定着工法」の標準化

・設計段階より採用し、工事での標準化を進めます。

機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン

※出典　国土交通省HP「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドラインを策定および積極的な活用について」
機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(概要)資料より引用



4－(1)　i-Constructionの取組み

（3）適切な工期設定（施工時期の平準化）に関連する取組み　　（H29.4～）

○発注・施工時期の平準化及び適切な工期設定の取組として、以下を実施します。
※　“設計図書の品質低下”や“工程制約要件に関する条件明示の不足”等による、工事の変更等の補助業務の増加に対して、上流側での対策を強化していきます。

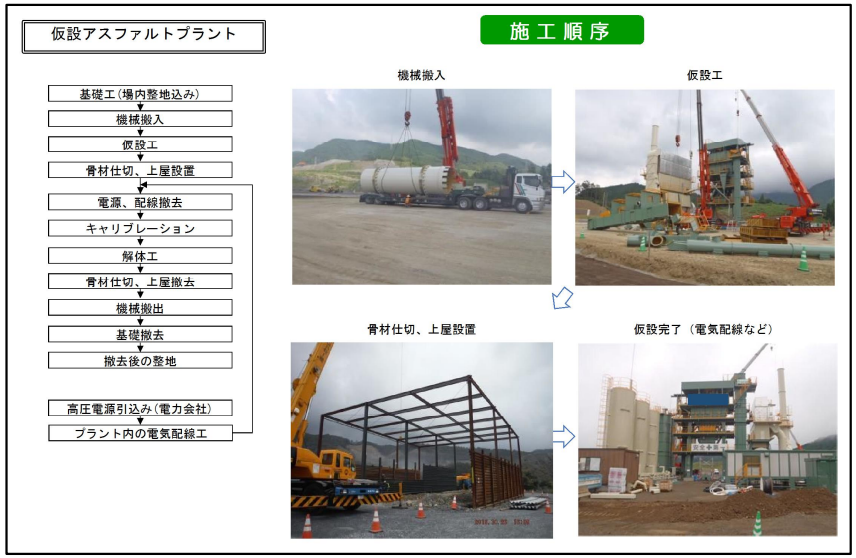
①「柔軟な工期設定」の拡大※　　(H29.4～)

※　技術者不足等の不調対策として、H27.4より取組み開始、今後、件数を拡大していきます。
H30.1～、H30.7～、R4.4～、R6.4～制度を一部見直し
（詳細は、本編(3)適切な工程確保に向けた取組み をご覧ください。）

②「工程作成の手引き」の整備（H30.7～順次）

- H30.7　橋梁編の制定
- R1.7　舗装編の制定
- R2.10　橋梁編に塗替塗装、はく落防止対策工、下部工耐震補強工を追加
- R4.7　トンネル編、拡幅・スマートIC土工編の制定
- R7.7　工期設定ガイドラインへ取込

※詳細は、本編(3)適切な工程確保に向けた取組みをご覧ください。

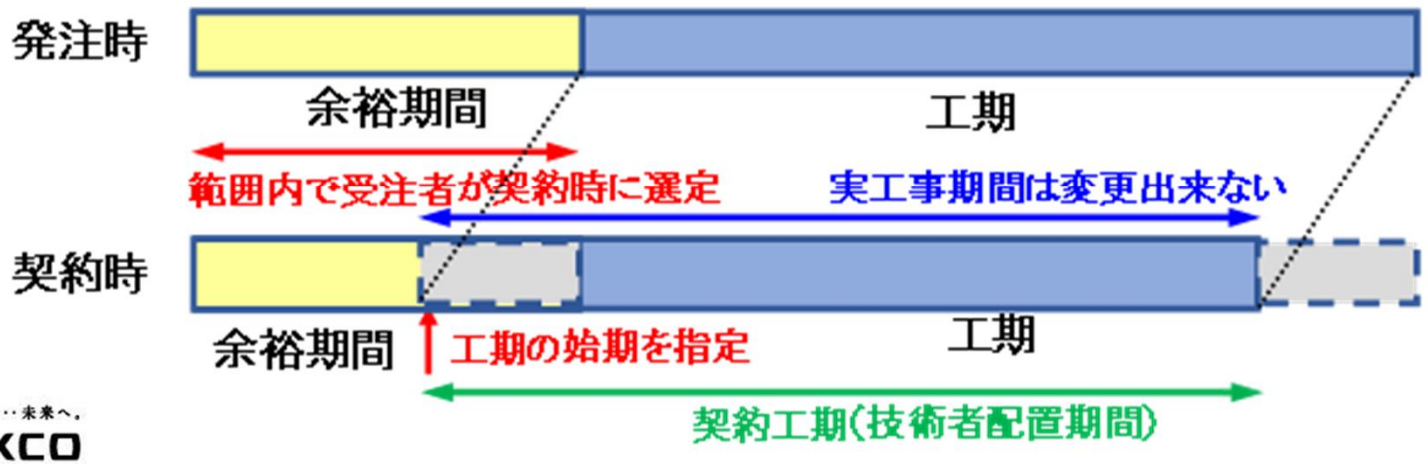


4－(1)　i-Constructionの取組み

i-Constructionのトップランナー施策である「施工時期の平準化」に配慮し、「柔軟な工期設定」を拡大していきます。

【概要】
発注者が示した期間の間で受注者が工事の始期を選択し決定する「任意着手方式」を設定することを標準と致します。受注者が決定した工事の始期までの間は、余裕期間となり、技術者の配置を要しません（兼任の配置も要しません）。入札参加予定者が、現地条件を考慮した監理技術者等の配置を弾力的に決定できます。
（R４．４～フレックス方式を廃止）
（R６．４～任意着手方式（余裕期間４カ月から６か月へ変更））
【対象工事】
各工事の入札説明書に、柔軟な工期設定の適用について記載していますのでご確認ください。

「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



4－(1)　ＢＩＭ／ＣＩＭの取組み

➢　NEXCO西日本におけるＢＩＭ／ＣＩＭの取組みは以下のとおりです。

≪ＣＩＭの推進≫（H30.4～）

発注者・工事受注者ともに担い手が不足する中で、生産性の向上が求められています。
また、当社としても生産性向上は急務であり、CIMの活用についての検討及び試行していきます。

CIM（Construction Information Modeling / Management）
　計画・調査・設計段階から**3次元モデルを導入**し、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用**し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、**一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化を図る**もの。

➢CIM導入によりNEXCO西日本が目指す効果

○合意形成の迅速化（地元、関係機関、受発注者間協議等）
○フロントローディングや可視化による設計ミスや手戻りの削減
○施工性向上による工期短縮、施工計画・条件の可視化
○危険個所の事前チェックによる、工事現場の更なる安全確保
○（将来的な）コスト削減、維持管理の効率化

➢CIM試行工事

○平成30年度は、詳細設計付きの工事等にて試行します。当社にて、CIM対象工事を指定します。
　入札説明書にその旨記載します。（契約後に受注者に適用を協議する場合もあります。）
○CIMに関する基準・適用範囲等は、国交省の基準を参考に受発注者における協議により決定いたします。
○入札公告にて指定した工事では、当初設計時は概算額を計上（概略発注方式）します。
○条件が確定した段階で、新単価等を決定し設計変更（実態に基づき精算）します。

4－(1)　ＢＩＭ／ＣＩＭの取組み

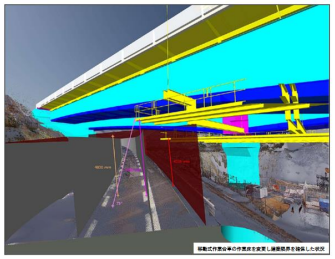
➢　NEXCO西日本におけるＢＩＭ／ＣＩＭの取組みは以下のとおりです。

➢BIM／CIM導入状況

○平成30年度に詳細設計付きの工事等にて試行します。
○令和3年度より三次元測量を原則化します。
○令和4年3月より、NEXCO西日本葉中工事等で受発注者においてBIM／CIMを活用し、生産性向上に取り組んだ事例（BIM／CIM等活用事例集）について、今後の更なる活用を推進するための参考として、当社HPへ掲載しております（毎年度事例集を更新）。
○令和5年7月より各支社にBIM／CIM全面活用を義務付けるモデル事務所（事業）を設置、令和7年4月より各支社にBIM／CIM全面活用を義務付けるモデル事務所（事業）を拡大し、活用浸透を推進します。

≪BIM／CIM等活用事例集≫

ＢＩＭ／ＣＩＭ等を活用した生産性向上の取組み



令和７年３月
ＮＥＸＣＯ西日本

≪モデル事務所（事業）≫

支社名	モデル事務所	事業名等
関西	和歌山工事事務所	阪和道4車線化(印南～南紀田辺)
関西	福知山高速道路事務所	舞鶴道4車線化(大飯高浜～小浜西～小浜)
中国	千代田高速道路事務所	浜田道4車線化(大朝～瑞穂～旭)
中国	松江高速道路事務所	山陰道4車線化(松江玉造～宍道)
四国	愛媛工事事務所	松山道4車線化(伊予～内子五十崎)
四国	徳島工事事務所	徳島道4車線化(美馬～吉野川SIC)
九州	宮崎高速道路事務所	東九州道4車線化(高鍋～西都) 新富スマートIC(仮称)
九州	大分工事事務所	東九州道4車線化(大分宮河内～臼杵)

４－(２)　４週８休の実現に向けた取組み

➢　NEXCO西日本の発注する工事における４週８休の実現に向けた取組みは以下のとおりです。

≪４週８休の推進≫

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。

ＮＥＸＣＯ西日本では、建設業における週休２日の推進等の休日確保の必要性等を踏まえ、以下の取り組みを行っています。

１）「４週８休」実施工事等に対する費用負担（H30.7～順次改正）
２）当社標準工期より最大４か月延長した工期契約が可能な
「フレックス方式」の導入（H30.7～）
（※R4.4～フレックス方式を廃止）
３）総合評価の技術提案項目に、働き方改革に関する項目を追加（H30.7～）
４）「４週８休」の推進に向けた取組みの改正（R3.7～順次）

※週単位の４週８休（現場閉所）の導入（標準）により、工事成績評定の加点を廃止しました。（R7.7～）

4－(2)　4週8休の実現に向けた取組み

➢「4週8休」の推進に向けた取組に対して**費用を負担**します。

≪取組内容≫

・「受注者希望方式」として4週8休の推進に向けた工事を発注します。
　対象とした工事では、工事着手前に、週休2日に向けた取組みについて、受注者と協議します。
　(H30.7～、R3.10～原則、発注者指定方式、R4.4～受注者希望方式の廃止)
・最終設計変更時に、取組結果に対して以下の基準で費用を支払いします。

	4週8休以上	4週7休以上4週8休未満	4週6休以上4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
標準単価	4週8休単価	4週7休単価	4週6休単価
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02(1.01)
現場管理費率	1.06(1.05)	1.04	1.03(1.02)

・「発注者指定方式」を令和元年7月より追加し、工事を発注します。費用計上方法等は希望方式と同様です。
・令和2年4月以降　公告する工事は受注者希望方式・発注者指定方式ともに上表の係数とし、令和2年4月以前に契約手続きを行った工事の係数の一部は(　　)を適用します。
・令和3年10月以降　公告する工事は原則、発注者指定方式に改正いたします。
・令和4年4月以降　受注者希望方式の廃止
・令和4年7月以降は、土木工事積算基準(第35編)に基づき4週8休の取組みに係る費用を計上します。
・令和5年10月より、発注者指定方式を適用していない工事で工期が令和6年4月を跨ぐ工事について、受注者へ意向確認を行い、発注者指定方式へ移行し、費用を計上します。

※詳細は、入札説明書等をご覧ください。

4－(2)　4週8休の実現に向けた取組み

➢「4週8休」の推進に向けた取組に対して**費用負担を見直します。**

・令和6年7月より、4週8休に伴う共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数を改正します。
・令和6年7月より、土木工事積算基準（第35編）を廃止し、4週8休積算基準として再編（分冊化）により、土木工事積算基準（4週8休）に基づき4週8休の取組みに係る費用を計上します。
・令和7年7月より、週単位の4週8休（現場閉所）を導入し標準とします。なお、費用においては、『土木工事積算基準（4週8休）※令和7年7月以降に入札公告等行う場合』に基づき計上します。
・令和8年7月より、今般の週休2日工事の取り組み状況を踏まえ、これまで実施してきた週休2日の補正係数による費用計上等は完了とし、今後は補正係数を乗じないものとします。

≪4週8休に伴う各補正係数≫

	H30.7～R2.3	R2.4～R3.9	R3.10～R6.6	R6.7～R7.6	R7.7～R8.6	R8.7～
労務費	1.05	1.05	1.05	1.05	1.02	1.00
標準単価	4週8休単価	4週8休単価	4週8休単価	4週8休単価	4週8休単価	4週8休単価
機械賃料	1.04	1.04	1.04	1.04	1.00（補正しない）	1.00（補正しない）
共通仮設費率	1.04	1.04	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.06	1.06	1.04	1.03	1.00

※詳細は、入札説明書等をご覧ください。

4－(2)　4週8休の実現に向けた取組み

➢「4週8休」の推進に向けた取組に対して**費用を負担**します。

【改正前】

2億円以上（新設・改築工事は4億円以上）の工事のうち、以下の対象工事の条件にすべて合致する工事に適用します。

≪受注者希望方式の対象工事≫

◆対象工事の条件

①工期に時間的余裕がある工事（余裕期間制度を2ヶ月以上設定できる工事）

②余裕期間制度の考慮前における工期が概ね2年以下の工事

③工事での作業の大半を、集中工事又は、当社が指定する特定の期間に行う必要がない工事

④熊本県における土木工事積算の特例を適用しない工事

⑤関係機関等との協議等による悪影響が発生しない工事

≪発注者指定方式の対象工事≫

①工期に時間的余裕がある工事

②熊本震災等　土木工事積算の特例を適用しない工事

③関係機関等との協議等による悪影響が発生しない工事

【R4．4改正】

令和4年4月以降に公告する全ての土木及び施設工事を対象とし、原則、発注者指定方式とします。なお、下記工事については、発注者指定方式の対象としない場合があります。

≪発注者指定工事の対象としないことのできる条件≫

①供用（完成）時期に影響する場合

②早期の解除が求められる長期間の交通規制を伴う工事

③災害復旧工事等

※対象工事の詳細は、入札説明書をご覧ください。

4－(2)　4週8休の実現に向けた取組み

➢「4週8休」の推進に向けた取組に対して**費用を負担**します。

【R4. 10改正】

令和4年10月以降に公告する全ての土木及び施設工事を対象とし、原則、発注者指定方式とします。なお、下記工事については、発注者指定方式の対象としない場合があります。

≪発注者指定工事の対象としないことのできる条件≫

①災害復旧工事等

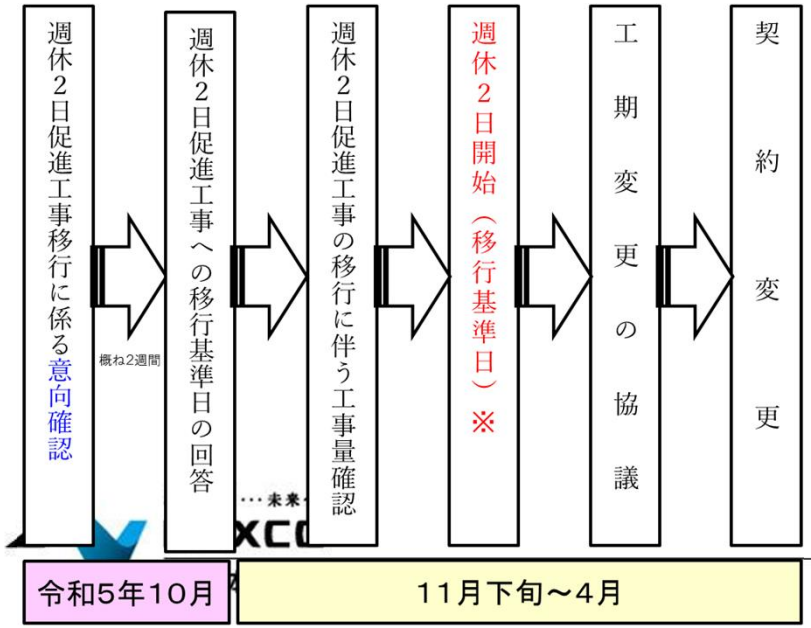
②現場施工が1週間に満たない工事

※対象工事の詳細は、入札説明書をご覧ください。

【発注者指定方式への移行】

発注者指定方式を適用していない工事で工期が令和6年4月を跨ぐ工事について、受注者へ意向確認を行い、受注者の意向により、発注者指定方式へ以降し、その費用を計上します。

≪発注者指定方式への移行手続きフロー≫



【移行基準日】

受注者が希望する次のいずれかの日とします。

- 令和5年12月1日
- 令和6年1月1日
- 令和6年2月1日
- 令和6年3月1日
- 令和6年4月1日

➢ 意向確認については契約責任者から受注者へ依頼します。

➢ 左のフロー図に示す契約変更については、「工期変更」を行うものです。

➢ 「請負代金額の変更」については、最終設計変更時に行います。

4－(2)　4週8休の実現に向けた取組み

➢「4週8休」の推進に向けた取組に対して費用を負担します。

≪NEXCO西日本における定義≫※令和7年6月以前に入札公告等を行った場合

(1)週休2日

対象期間において、4週8休以上※の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

※4週8休以上とは、対象期間の全日数に対する現場閉所日数の割合が、28.5%(8日／28日)以上の水準に達する状態をいう。

(2)対象期間

工事の着手日から工事しゅん功日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(3)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4)現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場事務　所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であれば、現場閉所日数に含めるものとする。

なお、昼夜連続規制、集中工事等で現場閉所が困難となる期間は、受発注者協議のうえ当該期間内の当該工事　の全ての技術者、技能労働者の平均の休日割合を現場閉所率として取り扱うこととする。

4－(2)　4週8休の実現に向けた取組み

i-Construction

➢「4週8休」の推進に向けた取組に対して費用を負担します。

≪NEXCO西日本における定義≫※令和7年7月～令和8年6月に入札公告等を行った場合

(1)週休2日

対象期間において、4週8休以上※の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

※4週8休以上とは、対象期間全てにおいて、1週間当たりの現場閉所日数の割合が、28.5%(2日／7日)以上の水準に達する状態をいう。

(2)対象期間

工事の着手日から工事しゅん功日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害等緊急の理由により監督員が作業休止日に指示した期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる緊急作業及び雪氷対策作業)は含まない。

(3)現場閉所

巡回パトロールや機械器具、現場設備の保守点検、昼夜連続車線規制で現場作業がなく規制器材の監視等、現場管理に必要な作業を除き、現場事務所での書類作成等を含め、終日、現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(4)現場閉所率

対象期間全てにおいて、1週間当たりの現場閉所日数の割合をいう。1週間当たりにおける作業休止日は、法定休日・所定休日が2日／7日以上となるよう、共通仕様書1－21-1(施設工事:1－20-1)に規定する施工計画書により定めるものとする。なお、対象期間外で7日未満の週となる場合は、法定休日及び所定休日が現場閉所であれば現場閉所率を満たしているものとする。また、日(深夜0時)を跨ぐ夜間工事については、法定休日・所定休日を起点として日を跨ぐ作業を行う場合は現場閉所とならない。

４－(２)　４週８休の実現に向けた取組み

➢「４週８休」の推進に向けて、４週８休以上を達成した工事について、しゅん功評定に反映します。（R7.7以降の公告工事は評価対象外）

≪請負工事等成績評定要領の改正≫（H30.7～）

・主任補助監督員－2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理
　・・・4週8休を確保した場合は、評価することを規定。

・主任補助監督員－5. 創意工夫－Ⅰ. 創意工夫
　・・・「働き方改革」の項目を創設
　　・週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みについて評価。
　　（※結果のみでなく、企業としての取組（社員教育、情報共有方法等）を評価してもよい。）
　　・上記に加えて、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の達成を評価。（R6.7～）
　　・若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組について評価。

・監督員－2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理
　・・・週休2日の確保に向けた企業の取組みの項目を創設
　　・工程管理に係る積極的な取組みについて評価。
　　（※4週8休を確保した場合は、工程管理に係る積極的な取組を評価）
　　・ 現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保への取組みについて評価。
　　（工程管理に係る積極的な取組と重複評価）

４－(２)　４週８休の実現に向けた取組み

➢「４週８休」の推進に向けて、工事の**総合評価落札方式において「働き方改革への取組み」の項目を設定**します。

≪総合評価への設定≫

4週8休の推進に向けて、総合評価落札方式の評価項目に「働き方改革への取組み」を設定し、次の課題を設定することを標準とします。(H30.7～)

▷企業としての就労環境整備への取組みを評価(H30.7, R3.4, R7.4, R8.7)
トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし又はユースエールを取得する者を優位に評価します。

▷建設シニアの活用及び若手技術者の配置を評価【働き方改革への取組み】(R6.7, R8.7)
60歳以上の現場代理人及び45歳以下の監理(主任)技術者の配置を評価します。

▷現場業務の支援を評価【働き方改革への取組み】(R6.7～)
現場事務所への書類作成作業の支援(本店・支店社員、派遣社員等)を評価します。

▷勤務間インターバル制度の導入を評価【働き方改革への取組み】(R6.7～)
企業の就業規則等への9時間以上の勤務間インターバル制度の導入を評価します。

※詳細は、入札説明書をご覧ください。

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢　NEXCO西日本の発注する工事における適正な工程確保に向けた取組みは以下のとおりです。

≪適正な工程確保の推進≫

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（平成２９年８月２８日、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議）」による取組みが求められています。

・長時間労働の是正や週休２日の確保など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期を設定する。
・工事の実施に先立って、工期への影響を含め具体的にどのような施工上のリスクが存在するか等に関して情報共有や意思疎通を図り、不明な点や各々の役割分担についてできる限り明確化しておくことが望ましい。

ＮＥＸＣＯ西日本では、本ガイドラインに基づき、以下の取組みを行っています。

1）受発注者間による工事工程共有及び責任分担の明確化を実施（H30.7～）
2）土木工事における適切な工期設定ガイドラインを整備（R3.7～）
　工程作成の手引きを順次整備（H30.7橋梁編、R1.7舗装編、R4.7トンネル編、R4.7拡幅・スマートIC土工編）※R7.7工期設定ガイドラインへ取込
3）柔軟な工期設定（「任意着手方式」、「フレックス方式」）への取組み
　（H29.4～順次）
4）工事工程開示の取組み（発注者指定方式を採用した週休２日促進工事）
　（令和元年から試行、令和3年10月以降実施）

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢受発注者間による工事工程共有及び責任分担の明確化を実施します。

土木工事請負契約における設計変更ガイドラインに、工事工程の共有と責任分担の明確化を追加しました。(H30.7～)

≪工事工程表への明示事項≫

受注者は、設計図書に示された条件に基づき、施工計画段階で工事工程表を作成します。明示する内容には、以下の内容を含むものとします。

①工事工程表には設計図書に示された工事用地に関する事項、関連施設その他との関係、作業日及び作業期間に関する事項、関連工事との調整に関する事項等に記載された、工事着手可能時期等、工程に影響する事項を記載するものとします。

②工事工程表には、クリティカルを明示するものとします。また、工程が変更となった場合は、その都度クリティカルを再確認するものとします。

③施工計画に影響する懸案事項(未解決課題)がある場合は、その内容を明示するとともに、課題解決のための受発注者それぞれの責任分担、対応者(監督員又は受注者)及び対応期限を明示するものとします。

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢受発注者間による工事工程共有及び責任分担の明確化を実施します。

≪工事工程の共有≫

工事工程表を、受発注者双方で確認し共有するものとします。

当該工事工程表を共有することにより、お互いのクリティカルパスを把握することが可能となり、常に工程遅延をもたらす要因を排除すべく、より具体的に情報共有や意志疎通が図られ、適切な業務遂行に努めることが可能となります。

工事施工中に工事工程表に変更が生じた場合は、受発注者間で修正した工事工程表を共有するものとします。工程の変更理由が以下の①～⑤に示す、受注者の責に拠らない場合は、工期の延期等の適切な措置が講じられるよう、受発注者間にて協議するものとします。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業の不稼働日が多く発生した場合
③ 工事一時中止により全体工期に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢受発注者間による工事工程共有及び責任分担の明確化を実施します。

工　事　工　程　表

※記入例

（工 事 名）　○○自動車道　○○○工事

（受注者名）　株式会社 □□□□建設　　（ 工 期 ）　平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日 （○○日間）

業務内容	平成○○年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	平成■■年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	平成△△年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	摘　要
準備工				
STA□□C-Bx迂回路	協議結果確認			
STA○○～STA○○間 土工				
STA□□ C-Bx				
STA□□ 流路工	協議結果確認			
STA□□ 付け替え道路			設計照査・準備期間	
STA△△～STA△△間 橋梁下部工				
STA△△ A1橋台				
STA△△ P1橋脚				
STA△△ P2橋脚				
STA△△ P3橋脚				
STA△△ P4橋脚				
STA△△ P5橋脚				
STA△△ A2橋台				
後片付け				

○特記事項

特記事項 内　容	対応者	平成○○年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	平成■■年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	平成△△年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	摘　要
1．工事用地等に関する事項					
1)STA○○付近 平成○年○月○日	受注者				
2)STA○○付近 平成○年△月△日	発注者				
2．関係機関との協議完了予定時期					
1)STA○○C-Bx部迂回路行政協議	発注者	平成○年○月○日完了予定			
2)STA□□砂防指定地内行為許可申請	発注者	平成○年○月○日完了予定			
3．資料の貸与予定時期					
1)付替道路設計成果品	発注者				
4．部分引渡し					
1)STA□□C-Bx部迂回路	受注者	平成○年○月○日 供用開始			
5．部分使用					
1)STA△△A1橋台・P1,P2橋脚	受注者	○○高速道路 ○○橋(鋼上部工)工事		平成■年■月■日 上部工施工	
6．その他					

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢工程作成の手引きを順次整備します。

■ 適切な工期設定ガイドライン（R3.7制定）

…働き方改革実現に向けた環境整備の一環として、長時間労働の是正、週休2日（4週8休）を確保した工事にも対応した適正な工期設定を行うため。

…組織や担当者の考え方によるバラツキを解消するため。

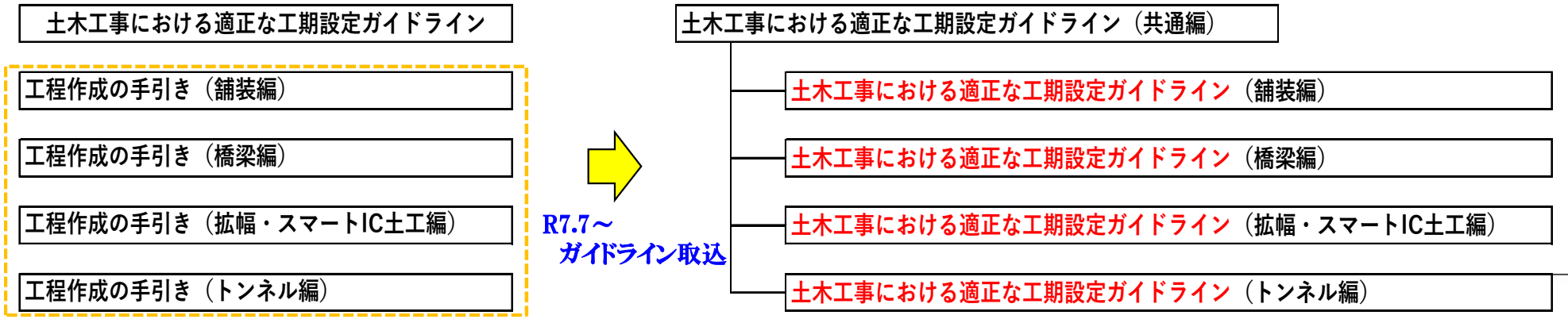
上記から、標準的な工程作成が可能となるようガイドラインとして策定しました。

※R6.4において、十分な設計図書の照査期間の確保として標準的な準備期間に30日加算、後片付け期間については、現場作業と後片付け期間が重複しないよう明確化、詳細設計期間についても照査期間及び工事規模、形式などの状況に応じて設定する旨明記

※R6.7より、雨休率（次頁参照）を用いた新たな工期設定に改定
ただし、トンネル工については、従前とおりサイクルタイムにより設定
なお、足場等の供用日数についても、雨休率を用いて算出した存置期間により設定

※R7.7より、PC上部工工事、鋼上部工工事及び床版取替工事における標準的な詳細設計期間、工場製作開始時期等を明記

工程作成の手引き（各編）を工期設定ガイドライン（各編）として取込み



4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢工程作成の手引きを順次整備します。

≪雨休率≫

下記に示す休日及び天候等（猛暑含む）による作業休止日の年間発生率

◆公休日数

①日曜日及び土曜日
②国民の祝日
③年末年始
④夏期休暇（お盆）

◆ 天候等による作業休止日日数

気象データ	過去5ヶ年（2019～2023）の気象庁データ
天候による休止日	1日の降雨量が10mm/日以上の日を1日休 猛暑日（WBGT値31以上）を考慮 （※公休日の重複は除き、平日の天候による休止日のみカウント）

施工に必要な工事期間＝施工に必要な実日数（日）÷（１－雨休率（%））＋その他の休日（日）

◆工期設定の比較例　※１年程度の工事日数で比較した場合、約30日間程度の工期増となる。

	（率）	工事日数	休止日数	作業可能日数	月数												
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
従前の工期設定（A）	0.67	365	120	245													
新たな工期設定（B）	0.60	365	146	219													
作業可能日数の差〈（A）－（B）〉				+26													

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

■適切な工期設定ガイドライン　※

※R7.7「工程作成の手引きの各編」を「工期設定ガイドラインの各編」として取込み

橋梁編（H30.7）、舗装編（R1.7）制定　、
トンネル編（R4.7）制定 、 拡幅・スマートIC土工編（R4.7）制定

※R2.10において、橋梁編に塗替塗装、はく落防止対策工、下部工耐震補強工を追加
※R3.7において、舗装編の床版防水工を改正
※R5.7において、トンネル編の使用機械（鋼アーチ支保工）を改正
※R6.4において、十分な設計図書の照査期間の確保として標準的な準備期間に30日加算
※R6.7において、従前の積算基準による工期制定から雨休率による新たな工期設定に改正
なお、足場等の供用日数についても、雨休率を用いて算出した存置期間により設定

…組織や担当者の考え方によるバラツキを解消するため、標準的な工程作成が可能となるよう手引きとして策定しました。

…工種毎の標準施工能力から施工日数を算出する「工程作成支援ツール」とし整備及び工種別標準工程を参考に工事工程を作成し、同規模、同条件等の工事で工期設定がバラつかないための指標とします。

≪ 4週8休の推進に向けた工事における取扱いについて≫

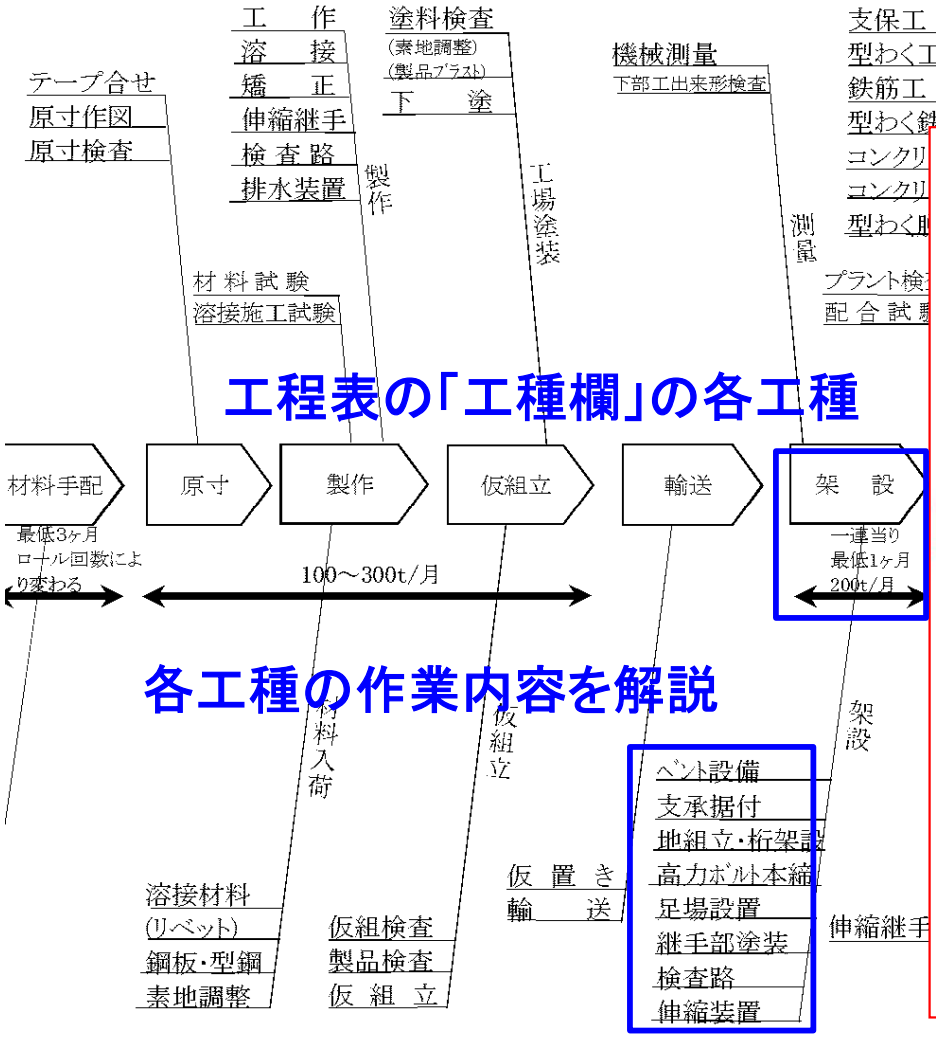
⇒ 契約工期の設定にあたっては、工期設定ガイドラインにより、4週8休を前提とした工程を考慮します。
（橋梁、舗装、トンネル及び拡幅・スマートIC土工について工程作成の手引きを適用）

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

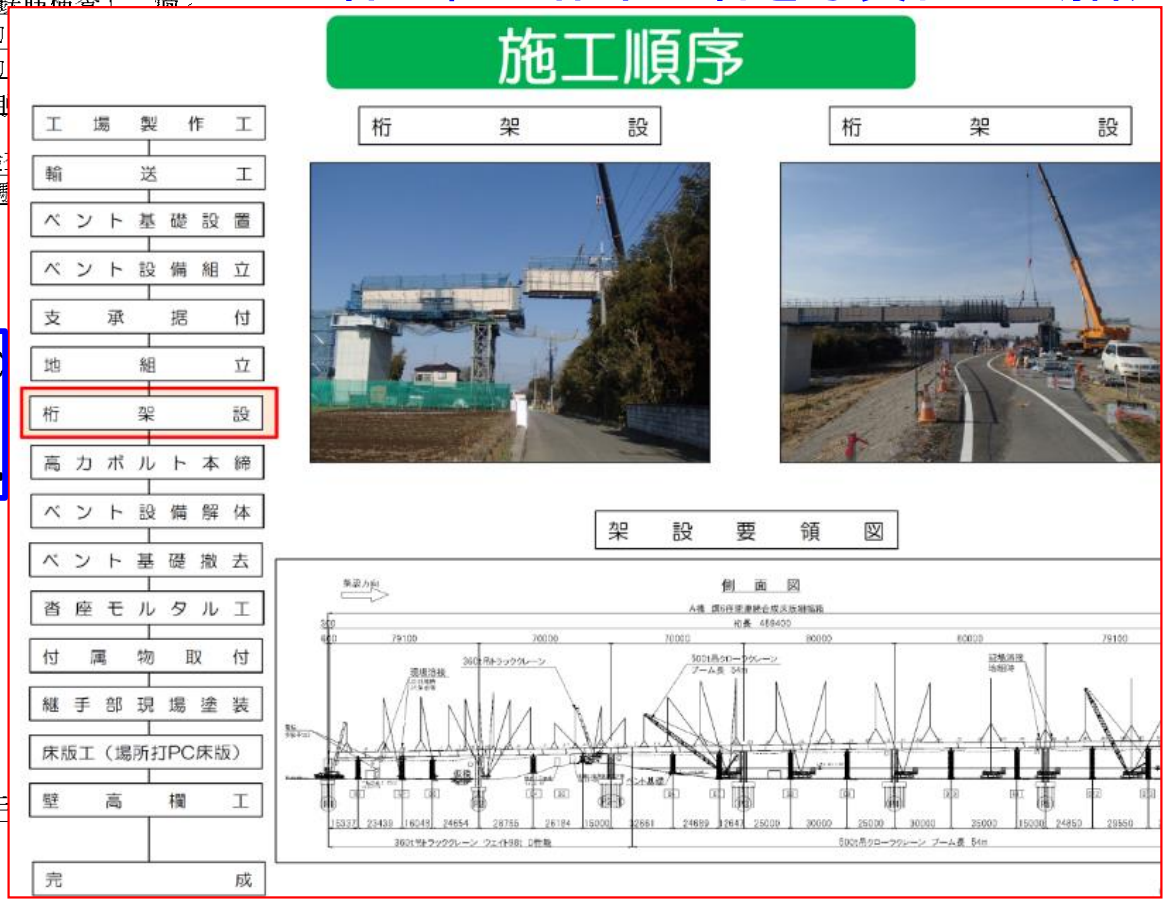
i-Construction

➢工期設定ガイドライン（各編）を順次整備します。

■橋種毎の「施工の流れ」及び「施工写真付の施工フロー」を作成し、活用しています。



各工種の作業内容を写真付きで解説

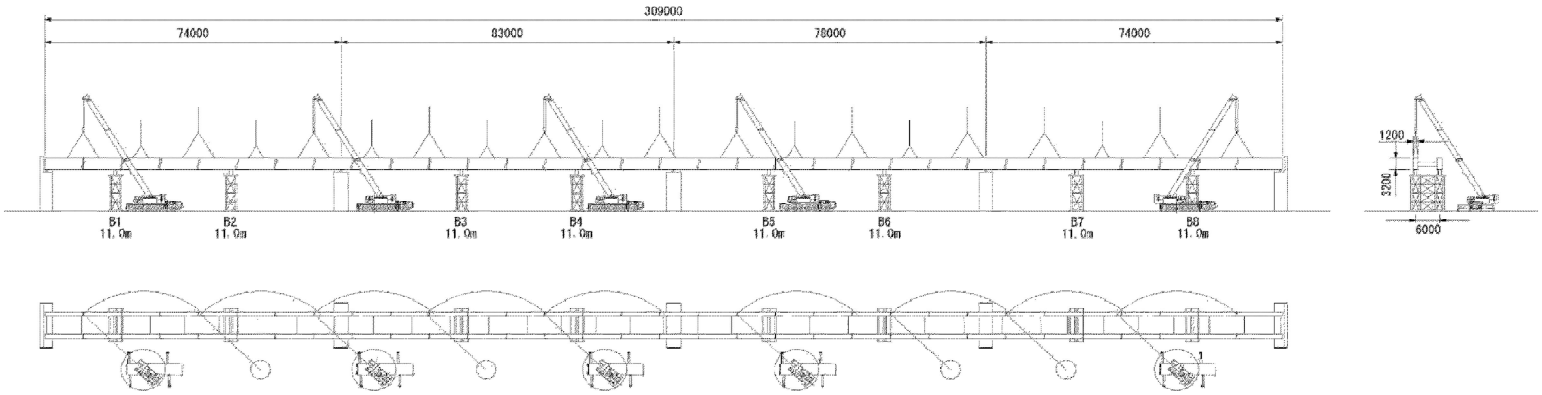


4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

i-Construction

➢**工程作成の手引き**を順次整備します。

■工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成します。



工種	種　別	単位	数量	施工日数(日) 実作業	係数	係数考慮	パーティー	施工日数(日) パーティ数考慮		工期 自	至
詳細設計		式	1.0	180.0	1.00	180.0	1.0	180.0	180	2024/4/1	2024/9/28
材料調達		式	1.0	97.5	1.00	97.5	1.0	97.5	98	2024/8/29	2024/12/5
鋼構造物の製作	加工・組立・溶接	式	1.0	75.0	1.00	75.0	1.0	75.0	75	2024/11/27	2025/2/10
鋼構造物の防錆	工場塗装	式	1.0	42.5	1.00	42.5	1.0	42.5	43	2025/2/3	2025/3/18
準備工		式	1.0	120.0	1.00	120.0	1.0	120.0	120	2024/11/18	2025/3/18
支承据付		基	16	7.3	0.60	12.2	1.0	12.2	13	2025/3/18	2025/3/31
構造物の架設	トラッククレーンベント架設	連	1.0					220.1	225	2026/3/31	2025/11/11
	ベント基礎工設置	m2	504.0	3.7	0.60	6.2	2.0	3.1	4	2025/3/31	2025/4/4
	ベント基礎工撤去	m2	504.0	2.4	0.60	4.0	2.0	2.0	2	2025/11/9	2025/11/11
	ベント設備工設置	t	728.0	57.7	0.60	96.2	2.0	48.1	49	2025/4/4	2025/5/23
	ベント設備工撤去	t	728.0	38.5	0.60	64.2	2.0	32.1	33	2025/10/7	2025/11/9
	地組架台	箇所	1.0	0.6	0.60	1.0	1.0	1.0	1	2025/5/23	2025/5/24
	地組工	t	705.4	18.4	0.60	30.7	1.0	30.7	31	2025/5/24	2025/6/24
	桁架設工	t	780.6	17.5	0.60	29.2	1.0	29.2	30	2025/6/24	2025/7/24
	現場溶接	m	378.0	85.9	0.60	143.2	2.0	71.6	72	2025/7/24	2025/10/4
	高力ボルト本締工	本	4,608	2.8	0.60	4.7	2.0	2.3	3	2025/10/4	2025/10/7
現場塗装		式	1.0	24.0	0.60	40.0	2.0	20.0	20	2025/10/7	2025/10/27
鋼橋床版工		m2	3,755	135.9	0.60	226.5	3.0	226.5	227	2025/10/7	2026/5/22
壁高欄		m	359.3	48.1	0.60	80.2	2.0	80.2	81	2026/5/22	2026/8/11
足場撤去工		式	1.0	36.5	0.60	60.8	2.0	30.4	31	2026/8/11	2026/9/11
後片付け		式	1.0	60.0	1.00	60.0	1.0	60.0	60	2026/9/11	2026/11/10

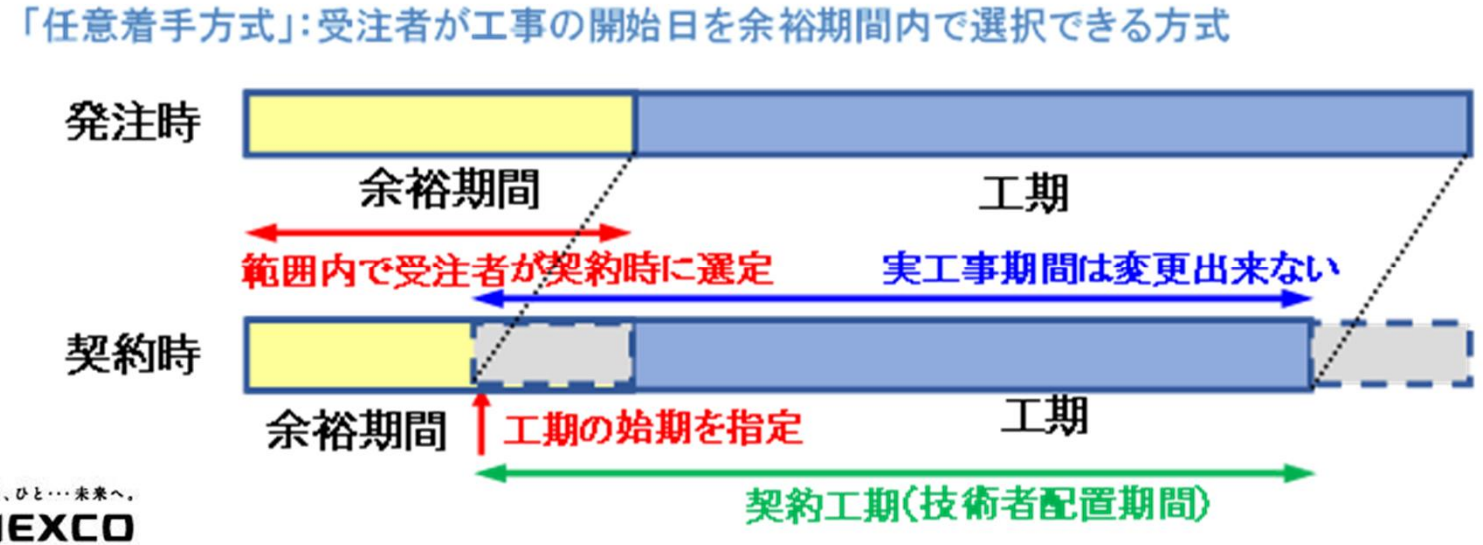
4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢柔軟な工期設定への取組みを行います。

NEXCO西日本における、柔軟な工期設定の取組みは、以下のとおりです。

任意着手方式：当社が示した工事開始期限までの間で、受注者が工事の始期日を選択するものをいう。（実工事期間は発注者が指定し、受注者による変更は認めない）（H30.1～）

（R4．4～フレックス方式を廃止）
（R6．4～任意着手方式（余裕期間4カ月から6か月へ変更））



4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢更なる適正な工期設定を行います。

R6.4～
- 設計図書の照査期間を確保するため、従前の準備期間に30日を加算
- 後片付け期間については、現場作業と後片付け期間が重複しないよう明確化
- 詳細設計期間についても照査期間及び工事規模、形式などの状況に応じて設定

R6.7～
- 雨休率を用いた新たな工期設定（ただし、トンネル工は従前とおりサイクルタイムにより設定）

＜準備期間（照査期間の確保）及び後片付け期間を考慮した工期設定＞



＜雨休率を用いた新たな工期設定＞　※従前は積算基準により設定

施工に必要な工事期間＝施工に必要な実日数（日）÷（１－雨休率（%））＋その他の休日（日）

※雨休率：右記に示す休日及び天候等（猛暑含む）による作業休止日の年間発生率　➡

◆工期設定の比較例　※1年程度の工事日数で比較した場合、約30日間程度の工期増となる。

	(率)	工事日数	休止日数	作業可能日数	月数 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
従前の工期設定（A）	0.67	365	120	245													
新たな工期設定（B）	0.60	365	146	219													
作業可能日数の差〈（A）－（B）〉				+26													

〈雨休率にて考慮していている日数〉

✓公休日数

①日曜日及び土曜日
②国民の祝日
③年末年始
④夏期休暇（お盆）

✓天候等による休止日数

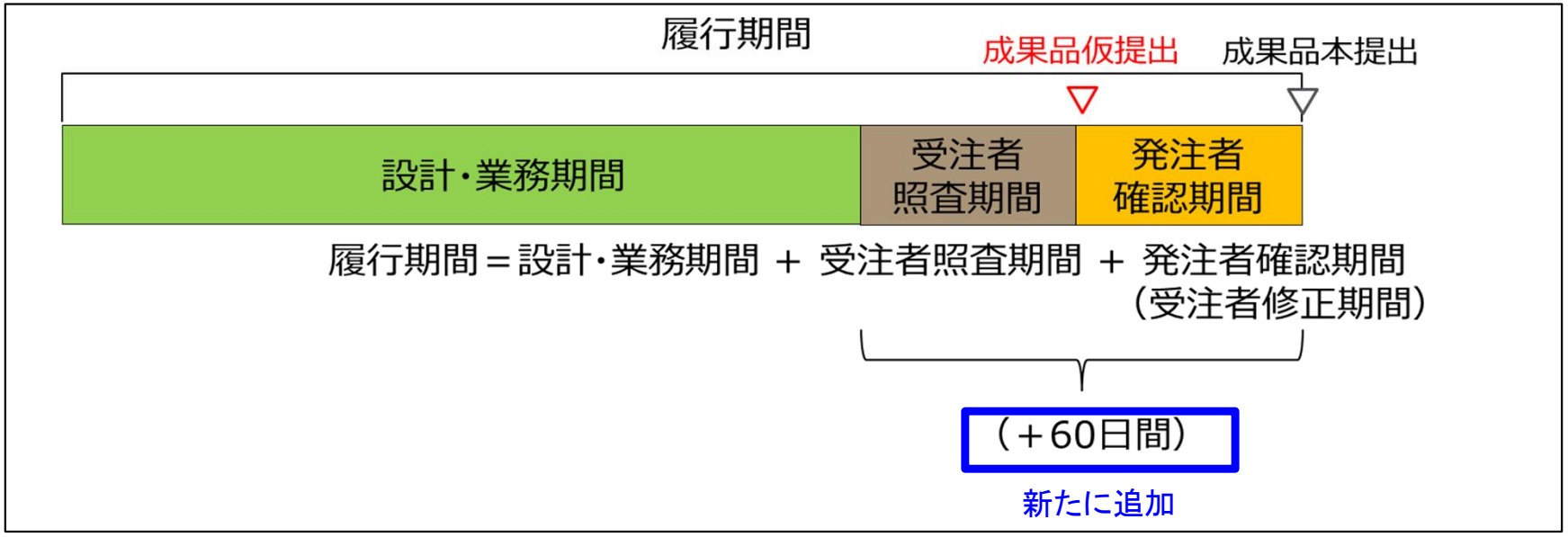
気象データ	過去5ヶ年（2019～2023）の気象庁データ
天候による休止日	1日の降雨量が10mm/日以上の日を1日休 猛暑日（WBGT値31以上）を考慮 （※公休日を除く、平日の天候による休止日）

4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

➢≪調査等≫設計成果品の十分な確認期間を確保します

R6.4～
- 設計図書の照査・確認期間を確保するため、従前の工期に60日を加算
- 受注者照査期間、発注者確認期間を確保

＜工程イメージ＞



4－(3)　適正な工程確保に向けた取組み

i-Construction

➢工事工程開示について取組みます。

【見積参考資料】概略工事工程表
（工事名）○○自動車道　○○工事

※工程に影響を及ぼす前提条件（主要な工程）の開示

工種		単位	数量	令和３年度 12月	1月	2月	3月	令和４年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備　考（施工パーティー（P）数等）
準備工		式	1														・70日間
土工		㎥	50,000														・道路掘削（2P）
用排水構造物工		m	1,000														（1P）
舗装工		㎡	5,000														・路盤工（1P） ・基層、表層工（1P）
付属物工		式	1														（1P）
跡片付け		式	1														・60日間
制約条件	関連工事																・○○地区○○工事 ・特記仕様書○－○へ記載
	関係機関協議																・○○土木事務所　砂防協議 ・特記仕様書○－○へ記載
	地元																・○○協議 ・特記仕様書○－○へ記載
	用地確保（解決時期）																・○○市字○○ ・特記仕様書○－○へ記載
	支障物件の移設																・光ケーブル（KDDI） ・特記仕様書○－○へ記載
	…																
	交通規制抑制機関																・12月中旬から1月上旬 ・GW前、お盆前 ・特記仕様書○－○へ記載
	年末年始、お盆																・12/29～1/3 ・8月中旬 ・特記仕様書○－○へ記載

全体工程に影響を及ぼさない工程については記載はしなくても良いものとする。

この「見積参考資料（概略工事工程表）」は入札参加者の適切かつ迅速に資するための資料であり、契約書第１条に示す設計図書ではない。
したがって、「見積参考資料（概略工事工程表）」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料（概略工事工程表）」の有効期間は、この工事の入札日までとする。
また、この「見積参考資料（概略工事工程表）」の内容に関する質問は受け付けない。

4－(4) 現場の担い手育成・確保への取組み

■建築工事での女性技術者の活躍

新名神の事務所では、建築工事※の現場において、工事受注者・発注者・施工管理業務受注者の3者がそれぞれ違った立場で、女性担当技術者として、色彩や材料調達等の細かい目線で、施工計画・現場管理・打合せ等を行い、開通に向けた重要な現場業務を実践しています。

※　新名神高速道路　茨木北ＰＡ休憩施設他１箇所新築工事

■契約後：必要な現場経費の計上

女性技術者（技能労働者）を配置した場合、現場で働くために必要な女性用トイレの増設に関する費用については、協議により、実績にて必要な経費を変更できるものとします。



新名神現場で活躍する女性技術者
(受注者(左)・発注者（右手前)・施工管理員(右奥)

4－(4) 現場の担い手育成・確保への取組み

≪若手・女性技術者の活躍例≫







若手・女性技術者の感性、意見を参考に、デザインや色合いを決定しました。

4－(4) 現場の担い手育成・確保への取組み

■設計業務における若手管理技術者の配置に向けた取組み

設計業務における総合評価落札方式などの評価指標では、通常、配置予定技術者の経験等を評価項目として評価しています。従って、配置予定技術者として若手の技術者を記載することは、技術点を獲得しずらい状況となっています。

設計業務（総合技術監理型）における耐震補強設計では、設計業務とは別に業務全体をマネジメントする業務「総合技術監理業務」を１件契約し、統括管理技術者を１名配置することにより、各設計業務において、若手の管理技術者を配置することを可能としています。
（詳細は、１.多様な入札契約制度等に関する取組みをご覧ください。）　（H30.4～）

■施工管理業務における技術者の育成・確保に向けた取組み

床版取替工事や耐震補強工事などの工事が拡大する中、施工管理業務に従事する技術者不足が喫緊の課題となっています。したがって、施工管理員の育成・確保に向け、次の取組みを実施しています。

- 管理員の補助を行う「管理員補助」の格を新たに設定し、管理員資格（Ⅰ～Ⅲ）を保有しない技術者を弾力的に配置できるような制度を導入します。管理員補助の費用計上は、当初発注時又は随意契約時の入札者の配置計画を基に決定します。（H30.7～）
- 当初発注時の技術提案項目において、若手技術者（35歳以下・技術系社員・管理員資格なし）を配置した場合は、技術評価点を加点することを標準設定とします。（H29.8～）

※管理員補助の格の要件…２級土木施工管理技術検定の指定学科を卒業した者又は指定学科以外を卒業した者で実務経験３年以上を有するものとします。（年齢は規定しません。）（１人・月を上限とします。）

4－(4) 働きやすい現場環境の整備に向けた取組み

≪働きやすい現場環境の整備に向けた取組み・快適トイレの導入≫

女性技術者並びに技能労働者などに不評であるトイレについて、働きやすい現場環境の整備に向けて、国土交通省が進める「建設現場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」施策の一つである「快適トイレ」(女性も活用しやすいトイレ)について、設置を推進します。

平成28年10月1日時点で契約中の工事及び今後契約締結する工事において、受注者との協議で対応可能な工事を対象とし、規定の金額を上限として支払うこととしています。

(H28.10～)

■快適トイレに求める標準仕様
(1) 洋式便座
(2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
(3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
　　(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
(4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
　　(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
(5) 照明設備(電源がなくても良いもの)
(6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置場設備機能(耐荷重5kg以上)

■快適トイレとして活用するために備える付属品
(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(8) 入口の目隠し設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
(9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
(10) 鏡付きの洗面台
(11) 便座除菌シート等の衛生用品

4－(4) 働きやすい現場環境の整備に向けた取組み

≪当社工事現場での快適トイレ設置例≫







快適トイレの導入で働きやすい環境になったと、女性の方には特に好評です。

4－(5) 受発注者の業務効率化への取組み

≪施策の概要≫
ＮＥＸＣＯ西日本では、入札参加者、工事受注者又は施工管理業務受注者などの当社とともに事業を推進する方とともに、建設生産プロセスの業務効率化を図るべく以下の取組みを進めています。

【取組みの実施例①】

項　　目	区　分		内　　容
	工事	調査・業務	
①「概略発注方式」の導入	○ H28.4～		全体工事費に占める金額の割合が小さい単価項目は、直接工事費に対する率計上にて算出し、受発注者の積算の効率化を図ります。
②「継続契約方式」の導入	○ H29.10～		施工条件が同様な工事を繰返し施工する場合、当初発注時の受注した業者に後続工事を継続して契約することで受発注者の業務の効率性、安全性や品質の向上、確実な事業促進を図ります。
③「ICT土工、生産性向上技術」の導入	○ H29.4～		ICT土工や生産性向上技術を技術提案に求め、効率的な施工技術の定着及び拡大を目指します。
④「CIM」の試行	○ H30.4～		詳細設計付き工事においてCIMを試行し、施工・仮設計画の可視化によるフロントローディングにより手戻りの削減や施工の効率化、工期短縮又は安全の更なる確保等の取組みを行います。
⑤「総合評価落札方式」の見直し	○ H29.4～		記述式の課題を減らすなど必要最低限の評価項目とし、受発注者の資料作成の縮減を図ります。
⑥ 発注手続期間の短縮スキームの導入	○ H29.4～		反復的に発注する小規模な工事においては、手続き期間を短縮することで、競争参加期間中の配置予定技術者の拘束時間の短縮を図ります。

4－(5) 受発注者の業務効率化への取組み

【取組みの実施例②】

項　　目	区　分		内　　容
	工事	調査・業務	
⑦ kcube2による事務手続きの迅速化・効率化(操作性・利便性の改良)	○ H29.7～	○ 施工管理 H29.7～	品質管理書類以外の工事管理書類にもkcube2のシステムを活用することにより、事務手続きの迅速化・効率化を図り、現場書類の削減に努めていきます。
⑧ 現場管理業務へのモバイル端末やSIM入りPCの導入		○ 施工管理 H29.7～ R7.4～	施工管理業務にモバイル端末やSIM入りPCを導入し、現場立会の空き時間に書類が確認できる等により書類確認の迅速化・効率化により工事受注者との速やかな意思疎通を図り、良好なコミュニケーションの向上を目指します。
⑨4週8休の推進に向けた取組み	○ H30.7～ R5.9～		4週8休の推進に向けた工事を発注します。なお、既に契約締結した土木及び施設工事のうち週休2日促進工事（発注者指定方式）に該当しない工事で工期が令和6年4月を跨ぐ工事についても、受注者へ意向確認を行い週休2日促進工事（発注者指定方式）へ移行します。また、4週8休等を実施した工事に対して費用を支払う等、働き方改革の推進に努めていきます。
⑩適正な工程確保に向けた取組み	○ H30.7～		工期設定ガイドライン及び工程作成の手引きを整備し、適正な発注工程に向けた取組みに努めていきます。また、契約後では、受発注者間で工程の共有を行い、適切な工程管理に努めていきます。
⑪「設計・施工管理一体型」の導入		○ H29.1～	設計と施工管理を一体として発注することにより、限られた人員でも効率的に業務を実施できるよう、効率的な業務実施方法を検討(試行)していきます。
⑫「設計業務（総合技術監理型）」の導入		○ H30.4～	短期間に膨大な耐震設計を行うために、業務全体を統括する総合技術監理業務と複数の設計業務を一会社と契約することで、受発注者の業務の効率化、品質向上、事業促進を図ります。

4－(5) 受発注者の業務効率化への取組み

【取組みの実施例③】

項　　目	区　分		内　　容
	工事	調査・業務	
⑬ 土木工事のしゅん功検査の省力化の導入	○ R5.7～		土木工事のしゅん功検査を対象に、書面検査時に**重要性の高い書類を指定**し、監督員や支社が品質・安全巡回において既に確認したものは対象から除外（**重複確認の廃止**）するとともに、**検査項目を事前に通知することで書類準備の省力化**を図ります。
⑭ 工事変更等検討会の導入	○(試行) R5.11～ ○(本運用) R8.7～		工期に影響する事案、工事内容が大幅に変更となる事案などについて**工事変更等検討会を活用**し、**受発注者間における迅速な意思決定**に努めていきます。
⑮ 設計・計画WG等の実施		○ R7.1～	合同現地踏査後、「設計・計画WG」を実施し、設計の方向性を組織的に判断します。占用案件や借地の可否等、行政、地元及び借地などの下協議等を行い、制約条件を明確にします。
⑯ 工事等管理システムの稼働	○ R7.3～	○ R7.3～	NEXCO西日本の社内システム等と連携して工事及び調査等業務の業務効率化を加速させる目的で「受発注者の書類確認」や「コミュニケーション」を支援する利便性向上機能に重点を置いた新たなシステムを開発し、順次運用を開始します。